

全国社会保険委員会連合会

会 報

令和3年9月 第34号



日本の世界遺産 紅葉の清水寺（京都府・京都市）

全国社会保険委員会連合会

第29回定期総会について

全国社会保険委員会連合会第29回定期総会につきましては、新型コロナウイルス感染症に対する国、都道府県等の対応等を考慮して、対面方式での開催を中止し、書面審議により開催いたしました。書面審議にあたり山本会長の挨拶が議案書に添えられました。また、厚生労働省課長姫野泰啓様、日本年金機構理事町田浩様、全国健康保険協会理事吉森俊和様からそれぞれご挨拶を寄稿いただきました。

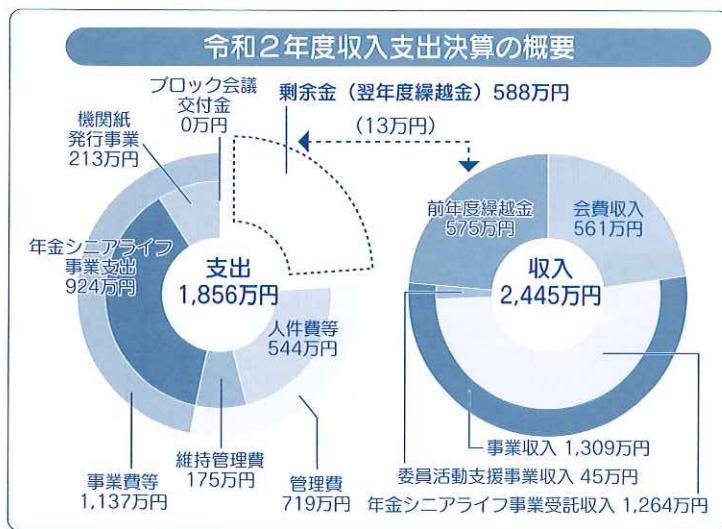
書面審議の内容としては、「令和2年度事業報告（案）並びに収入支出決算（案）」「令和2年度決算剰余金処分（案）」「令和3年度事業計画（案）並びに収入支出予算（案）」「任期満了に伴う役員改選」について審議をお願いし、いずれも「全員の賛成」により承認可決されました。

令和2年度事業実施報告として

- ①都道府県社会保険委員会連合会との連携強化
- ②厚生労働省等関係機関との連携状況
- ③ブロック会議への開催支援等（新型コロナウイルスの影響ですべて中止）
- ④「年金シニアライフセミナー」の開催支援（11府県、24会場で実施）
- ⑤全委連機関紙『会報』配布（9万5千部）
- ⑥「厚生年金保険の早わかり」配布（2万2千部）等が報告されました。

が2,445万6,143円、支出額が1,856万9409円となり前年度からの繰越金（575万5011円）を除いた単年度の実質的収支は13万1723円の黒字決算となつたことが報告されました。

一方、令和3年度については、①関係機関との連携強化、②ブロック会議の開催支援、③「年金シニアライフセミナー」の開催支援、④『会報』



皆様方には、日頃から当連合会事業の実施および委員会活動の活性化にお力添えを賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年来新型コロナウイルス感染症により、企業のテレワークや大学等のオンライン授業の実施など社会の生活スタイルが非対面の方式に大きく変化してきています。また、再三の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出され、外出や営業自粛・時短要請が行われるなど、皆様の生活や企業活動などに大きな制約を受けられていることと存じます。新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた皆様には心よりお見舞い申し上げます。

当連合会第29回定期総会につきましては、昨年に引き続き書面により議案等をお諮りすることいたしました。今年は役員の改選期に当たつており、従来であれば総会で理事・監事を選任し、理事会で会長、副会長を決めたうえで総会に報告する手順となっていますが、新型コロナウイルスの影響から基本的に現体制の継続を選択されました。

全国社会保険委員会連合会 山本 萬造 会長挨拶（要旨）

の発行など、収入、支出それぞれ3223万6千円の予算で事業を行うこととしています。

お願ひいたしたところであり、皆様のご理解を賜りますようお願ひいたします。

年金委員、健康保険委員の皆様には、新型コロナウイルスの影響で収入が減少した方に対する社会保険の特例措置の周知や感染防止の観点からの社会保険の電子申請の利用促進、対面手続きから郵送手続きへの転換などご理解ご協力ををお願いいたします。

また、各社会保険委員会・連合会におかれましては、新型コロナウイルス感染防止等を勘案した事業運営になるものと思いますが、全委連としましても年金委員・健康保険委員の活動が円滑にできるように皆様方にご意見をいただき関係機関とも連携を図り対応してまいる所存であります。

今後とも、当連合会の充実発展に努めてまいりますので、会員の皆様のご理解ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

* * * * *

全国社会保険委員会連合会の書面審議にあたり、厚生労働省年金局・保険局、日本年金機構、全国健康保険協会からそれぞれ次のようなあいさつが寄せられた。

日本社会やライフスタイルが非対面・非接触型のビジネス環境に移行してきている中、年金分野においても基本的な申請・届出手続きなどがオンライン環境で可能となるビジネスモデルの実現が課題となっております。これまでも、社会保険の主要手続きに係る電子申請について、大規模法人の電子申請の義務化やGビズIDを使用したID・パスワード方式を利用可能とするなどにより利用促進を図ってまいりましたが、引き続き、マイナンバー情報連携による添付書類省略による利便性の向上を進めていくなど、環境の整備を日本年金機構とともに取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した皆様に対しましては、感染症の影響による休業等に伴い報酬が急減した方に対する標準報酬月額の随時改定に関する特例措置を講じました。

した。なお、昨年実施した厚生年金保険料等の納付猶予特例については終了いたしましたが、終了後においても厚生年金保険料等の納付が困難な場合には、従来から設けられている厚生年金保険料等の猶予の仕組みを活用し、年金事務所において事業所の状況を十分に伺つて丁寧に対応することとしております。

国民年金保険料についても、感染症の影響により収入が急減するなどし、当年中の見込み所得が国民年金保険料の免除基準相当や学生納付特例基準相当に該当する方については、簡易な

ら公的年金事業の円滑な推進及び制度の普及啓発に御尽力をいただいていることに対し、厚く御礼申し上げます。

日本社会やライフスタイルが非対面・非接触型のビジネス環境に移行してきている中、年金分野においても基本的な申請・届出手続きなどがオンライン環境で可能となるビジネスモデルの実現が課題となつております。これまでも、社会保険の主要手続きに係る電子申請について、大規模法人の電子申請の義務化やGビズIDを使用したID・パスワード方式を利用可能とするなどにより利用促進を図つてまいりましたが、引き続き、マイナンバー情報連携による添付書類省略による利便性の向上を進めていくなど、環境の整備を日本年金機構とともに取り組んでまいります。

また、年金制度につきましては、昨年、高齢期間労働者の適用拡大について、現行の500人超から100人超に引き下げられます。また、来年4月からは、現在60歳から70歳までとされている年金の受給開始時期の選択肢を、60歳から75歳までに拡大するなどの見直しが行われます。

こうした改正事項の円滑な実施のためには、事業所の皆様方や被保険者、受給者の方々の正しいご理解が必要不可欠です。年金委員の皆様におかれましては、制度の周知、理解の促進につきまして、引き続き特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

年金制度は、国民の皆様の老後を支えるために欠かせない仕組みです。国民の皆様のご理解を得ながら、将来にわたつて持続可能で安心できる制度の確立に取り組んでまいります。そのうえで、年金制度の普及・啓発活動を担う年金委員の役割はますます重要となつてまいります。今後も、日本年金機構と一緒にになって年金委員の皆様への活動支援体制を強化するとともに、関係団体等への働きかけを強化するなど、委嘱拡大を進めてまいりますので、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

厚生労働省年金局 駒木 賢司 事業企画課長

年金委員の皆様方におかれましては、日頃か

**厚生労働省保険局
姫野 泰啓 保険課長**

健康保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年来、新型コロナウイルス感染症がまん延する状況が続き、社会保険制度を運用する環境も厳しさを増している中で、被保険者の適用や社会保険料の納付をはじめとする各種社会保険手続き等を滞りなく実施していただきしております。

厚生労働省としても、新型コロナウイルス感染症のまん延に対応して、健康保険関係事務が円滑に実施できるよう各般の対応を行ってきました。保険料の賦課徴収については、令和2年1月分から令和2年12月分までの保険料等について事業収入の大額な減少がある場合に延滞金なしでの保険料猶予を認め、また、休業により報酬が著しく下がった場合の標準報酬月額についても特例的に翌月より改定できる取扱としました。保険給付については、感染が疑われる症状により休業せざる得ない場合、医師の意見書がなくても事業主の証明により傷病手当金を支給できるようにし、さらに被扶養者認定については、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に業務が増加し一時に收入も増加した場合、直ちに被扶養者認定を取り消さないなどの対応を行つてきました。

一方、将来に向けた医療保険制度については、現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障構造を見直し、全ての世代で広く安心を支えていく「全世代対応型の社会保障制度」を構築するため、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案」を国会に提出し、本年6月に可決成立しました。健康保険制度に関連する改正内容は以下の事項があります。

1 現役世代の負担上昇を抑えるための後期高齢者の窓口負担割合のあり方見直し

2 傷病手当金の見直し

3 任意継続被保険者制度の見直し

4 育児休業中における保険料免除要件の見直し

5 保健事業における健診情報等の活用促進

厚生労働省では、健康保険委員功労者厚生労働大臣表彰を毎年実施し、健康保険委員の皆様のご尽力に感謝の意を表しております。近年、健康保険委員に委嘱される方が年々増加していることは、大変心強いことと認識しております。引き続き、皆様からのご協力をいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

全国健康保険協会では、「保険者機能強化アクションプラン（第5期）」において健診・保健指導の推進、重症化予防、コラボヘルス、ヘルスリテラシーの向上等を、令和3年度からの3年間、重点的・集中的ポイントとして取り組む方針です。加入者の皆様にご理解いただき、健診・保健指導の受診やヘルスリテラシー向上等に積極的に取り組んでいただけるよう、健康保険委員の皆様方のご協力をお願いいたします。

**日本年金機構
町田 浩 理事**

全国社会保険委員会連合会におかれましては、社会保険委員（年金委員）の資質の向上、連携の強化、活動の活性化等を目的として、平成6年に設立されて以降、長年にわたり公的年金制度の円滑な運営及び日本年金機構の業務運営に関して多大なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、職域型年金委員の皆様には、所属事業所内における社会保険関係届書等の作成指導や点検をはじめ、従業員からの相談対応、年金制

度説明会の開催など幅広く活動をいただいており、皆様のご尽力に改めて敬意を表する次第であります。

年金委員の活動は、公的年金制度の安定的かつ恒常的な発展のため、地域や企業の皆様に対し正しい知識や情報を適時的確にお伝えするための重要な役割と位置付けており、当機構においてもその活動に必要な協力連携及び支援体制を引き続き強化してまいります。

その支援の一環として、令和2年度には職域型年金委員の皆様に行つていただきたい普及・啓発活動の内容や、委員の推薦や交代時に必要な事務手続きなどを取りまとめた「職域型年金委員活動の手引き」を新たに作成し、全ての委員の皆様に機構本部から直接お送りしました。令和3年度においても、新しい生活様式を踏まえ、年金委員の活動意欲と年金事務所との連携意識の向上を図るため、Web会議サービスの活用によるオンライン実施も含めた年金委員研修を充実させるとともに、機構ホームページ等を活用し、制度改正など年金委員に必要な情報をタイムリーに発信するよう取り組んでまいります。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、対面を主とした業務（滞納処分、戸別訪問等）を原則中止とする等、事業方針を見直しする中でも、基幹業務を推進するとともに、感染症に関する政府からの要請に対し適切に対応しました。

国民年金では、強制徴収の取組が制限され中、若年層や新規未納者に対する納付率向上に

向けた各種取組を推進するとともに、国民年金保険料免除等に係る臨時特例措置等に適切に対応し、現年度納付率71・5%、対前年度比+2・2ポイントを達成しました。厚生年金保険では、戸別訪問による従来の適用対策が制限される中でも国税源泉徴収義務者情報や法人登記簿情報を活用した早期勧奨による加入指導の取組を推進し、新たに約10万事業所を適用しました。事業所調査については、郵送調査を中心取り組みを開始し、11月以降は感染防止対策を徹底しながら優先度の高い事業所から臨場調査を行い、被保険者数で約320万人に相当する調査を実施しました。保険料徴収では、新型コロナウイルス感染拡大の影響により保険料の納付が困難となつた事業所に対して、新たな納付猶予（特例）制度の案内を行い、申請を促すなどの個々の事業所の置かれた状況に応じて迅速かつ柔軟な対応を最優先で実施しました。年金相談では、年金事務所の混雑回避のため予約制度の定着を推進するとともに、コールセンター全體の応答率を向上させました。

令和3年度の当機構の組織目標は、新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、安定した国民生活が営まれるよう貢献していくという決意を込め、「社会の安定・安心への貢献」としています。年金を正しく確実に支給し、国民の生活の安定を支え、将来への不安を和らげる経済的基盤・安心を提供するという機構に与えられた役割・使命を役職員1人ひとりが改めて認識し、適用・徴収・給付・記録管理・相談等の基幹業務について、制度を実務として正確か

つ公正に運営し、正しく確實に業務を行つていいことを引き続き徹底してまいります。なお、これらの実施にあたっては年金委員の皆様をはじめとした全国社会保険委員会連合会のご理解とご協力が必要不可欠と考えております。引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

全国健康保険協会 吉森 俊和 理事

全国社会保険委員会連合会の皆様には、日頃から協会けんぽの各種事業運営に格段のご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

協会けんぽは、全国4000万人が加入する国内最大の医療保険者として、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る政府の要請等に協力するとともに、傷病手当金等の支払いをはじめ皆様の生活に直結する業務に一層注力していく所存です。

協会けんぽは平成20年10月の発足以来14年目を迎えるが、この間、健康保険委員の皆様の総数は増加の一途をたどり、昨年度末には21・8万人を超える委員数となりました。日頃から協会けんぽの各種業務へのご理解・ご協力をいたしております。心より感謝申し上げます。あわせて全国社会保険委員会連合会の皆様のご支援に対し深く敬意を表します。

近年の社会保障を取り巻く厳しい情勢から、協会けんぽをはじめとした保険者には更なる保険者機能の強化・發揮が強く求められています。

全国社会保険委員会連合会役員名簿

役職	氏名	所属社会保険委員会連合会(団体)・職名
会長	山本 萬造	東京都年金委員会連合会会長
副会長	井川 康治	北海道社会保険委員会連合会会長
副会長	金子 誠治	埼玉県社会保険委員会連合会会長
副会長	武藤 圭二	愛知県社会保険委員会連合会会長
副会長	金子千万利	大阪府社会保険委員会連合会会長
副会長	山坂 良平	島根県社会保険委員会連合会会長
副会長	亀川 聰	福岡県社会保険委員会連合会会長
常務理事	山下 賢二	学職経験を有する者
理事	佐藤 敦	宮城県社会保険委員会連合会会長
理事	小松 貞夫	栃木県社会保険委員会連合会会長
理事	若山 幸信	静岡県社会保険委員会連合会会長
理事	村上 康彦	滋賀県社会保険委員会連合会会長
理事	角友 豊	香川県社会保険委員会連合会会長
理事	金城 善輝	沖縄県社会保険委員会会長
理事	三枝 寛	(一財)社会保険協会常務理事
監事	田原 徹典	兵庫県社会保険委員会連合会会長
監事	遠藤 一英	(一社)全国社会保険協会連合会常務理事

そこで今年度から新たにスタートした中期行動計画「第5期保険者機能強化アクションプラン」のもと、保険者としての基本的な役割を果たしたうえで、より発展的に、これまで以上の保険者機能を發揮するよう様々な取組を積極的に展開していくこととしています。

一例ですが、現役世代からの健康づくりが重要な環境に鑑み、企業と協会けんぽが一緒にになって取り組む「コラボヘルス」のうち、健康づくりに積極的に取り組む事業所と自ら宣言する「健康宣言」の普及に注力しています。

健康新規事業所は、現在の5万事業所から2023年度までに7万事業所に拡大し、加入者の皆様の健康づくりをサポートします。このような取組が加入者の皆様の健康づくりとして効果的に実施できるのは、事業所内での健康保険委員の皆様のご尽力とご協力の賜物です。今後も私どもが保険者としての責務を十分に果たしていくために、事業所・加入者の皆様との橋渡しを担つていただいている健康保険委員の皆様には引き続きご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

最後に、医療費の適正化と事務効率化の観点で2点お願いがございます。1点目は毎年お願いしている「退職者の保険証の早期回収」です。昨年度においても約50億円もの資格喪失後受診による返納金が発生しています。今年からマイナンバーカードの保険証利用とオンライン資格確認が開始されましたが、完全に普及するまでは、まだまだ時間を要すると見込まれており、やはり退職時における保険証回収の徹底が加入者及び保険者双方にとって大きな負担となる返納金の発生抑止する最大の防止策となります。

2点目は「郵送化の推進」です。各種申請等の手続きは、すべて郵送による手続きが可能です。昨年度は、全申請書の約95%は郵送により申請いただいておりますが、事務処理の迅速化・効率化に加え、新型コロナウイルス感染防止の観点からも対面手続きから郵送の手続きへの転換をより一層推進していきたいと考えております。健康保険委員の皆様には、「退職時の保険証回収」と「郵送化の推進」について、従業員の皆様への周知徹底に引き続きご協力をお願い申し上げます。

私ども協会けんぽが新しい日常の中で保険者としての責務をしっかりと果たし、皆様とともにこの未曾有の事態を乗り切っていくために、今後も健康保険委員の皆様の橋渡し的な役割が必要不可欠であり、全国社会保険委員会連合会の皆様をはじめ、健康保険委員、年金委員の皆様との連携がより一層重要であると考えています。引き続き、倍旧のご支援ならびにご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

日本年金機構と協会けんぽから社会保険委員の皆様へ

日本年金機構から

① 標準報酬月額に関する届け出漏れはありませんか

8月または9月の随時改定が予定されているため、算定基礎届の提出を行っていない被保険者につきまして、随時改定の要件に該当した場合は月額変更届を、随時改定の要件に該当しなかった場合は算定基礎届をご提出いただく必要があります。

月額変更届または算定基礎届の提出がお済みでない被保険者がいる場合は、管轄の事務センターまたは年金事務所へ速やかにご提出いただくようお願いいたします。

② 短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用の拡大について

従業員が常時500人を超える企業の事業所を特定適用事業所とし、当該事業所で働くパート・アルバイト等の短時間労働者は一定の要件を満たすことで、健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。

なお、法律改正に伴い、令和4年10月と令和6年10月に段階的に短時間労働者の健康保険・厚生年金保険の適用が拡大されます。従前の制度との変更点は以下のとおりとなります。

対象	要件	平成28年10月～(現行)	令和4年10月～(改正)	令和6年10月～(改正)
事業所	事業所の規模	常時500人超	常時100人超	常時50人超
短時間労働者	労働時間	週の所定労働時間が20時間以上	変更なし	
	賃金	月額88,000円以上	変更なし	
	勤務期間	継続して1年以上使用される見込み	継続して2カ月を超えて使用される見込み	
	適用除外	学生ではないこと	変更なし	

令和4年10月から新たに特定適用事業所となる事業所について、必要な準備は以下のとおりです。

(1) 新たに被保険者となる短時間労働者の把握

短時間労働者で、被保険者となっていない従業員等の労働条件を確認する必要があります。

(2) 従業員への説明

これまで配偶者の扶養範囲内で労働条件を抑えて働いていた従業員等へ、令和4年10月以降は上記の労働条件によって社会保険の被保険者となることを説明いただく必要があります。

(3) 令和4年10月以降の資格取得届の準備

(1)、(2)の確認の結果、新たに被保険者となる従業員に対する資格取得届の届け出を令和4年10月から行っていただくことになりますので、可能な場合は事前に作成等をお願いします。

③ 日本年金機構のTwitterをフォローいただきご活用ください

日本年金機構では、Twitter（ツイッター）で、公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。ぜひ、ご活用ください。

Twitter 日本年金機構公式アカウント：(@Nenkin_Kikou)

④ 退職後も地域型年金委員としての活動にご協力をお願いします

会社を退職され職域型の年金委員を辞退された後も、これまでの経験や知識を活かし、引き続き地域型の年金委員として自治会など地域における活動にご協力をお願いします。

地域型年金委員になるための手続きの詳細は、日本年金機構ホームページをご覧いただくか、お近くの年金事務所にお問い合わせください。



オンライン資格確認について

令和3年3月からオンライン資格確認のプレ運用が開始され、令和3年10月までに本格運用が開始されることとされています。なお、令和3年8月2日時点では1,975の医療機関等がプレ運用に参加しています。

オンライン資格確認は、患者が医療機関等を受診する際に保険証またはマイナンバーカードを提示し、医療機関等が社会保険診療報酬支払基金および国民健康保険中央会が管理するオンライン資格確認等システムへ資格情報（どの保険者に属しているかの情報）の照会を行い、資格の確認を行う仕組みです。これにより、退職等によりすでに協会けんぽに属していないにもかかわらず協会けんぽの加入者として誤って医療機関等を受診する場合などにかかる医療費等について、その返還等の事務コストが軽減されることが期待されています。

また、このオンライン資格確認の基盤を活用し、各個人がマイナポータルを通して特定健康診査データや医療費情報を確認することができるようになります。さらに、医療機関等でも患者本人の同意を得たうえで健診データや服薬情報の閲覧が可能となり、初めて受診される医療機関等でも経年的な健診データや服薬情報を踏まえた診療等が可能となります。

このオンライン資格確認の運用のためには、

保険者が資格情報をオンライン資格確認等システムへ登録する必要があります。その際にはマイナンバーが必要となりますが、協会けんぽでは一部の加入者のマイナンバーを把握できていないため、これらの方々についての資格情報を登録できていません。オンライン資格確認の円滑な運用のため、このマイナンバーを把握できていない加入者について、8月末から事業主へマイナンバーの照会を行っています。

また、マイナンバーカードを保険証として利用するためには、加入者においてマイナポータルから健康保険証利用の初回登録を行っていたら必要があります。こちらについても、今後、未登録の加入者へ登録のご案内チラシをお送りすることを予定しています。健康保険委員の皆様には、この取組にお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

なお、マイナンバーカードの保険証利用とオンライン資格確認が完全に普及するまでには、まだまだ時間を要することが見込まれます。つきましては、加入者および保険者の双方にとって大きな負担となる返納金発生の最大の防止策となる「退職者の保険証の早期回収」に引き続きご協力いただくとともに、今後の協会けんぽの事業運営にご理解いただきますよう併せてお願い申し上げます。

年金委員(職域型)・健康保険委員委嘱者数

(年金委員は令和3年4月1日、健康保険委員は令和3年6月30日現在)

	都道府県	年金委員	健康保険委員
1	北海道	4,444人	8,160人
2	青森	1,445人	2,670人
3	岩手	2,256人	2,458人
4	宮城	2,795人	5,074人
5	秋田	1,528人	2,152人
6	山形	1,752人	2,226人
7	福島	2,265人	4,652人
8	茨城	2,302人	7,635人
9	栃木	1,975人	6,958人
10	群馬	1,938人	3,704人
11	埼玉	2,920人	7,193人
12	千葉	2,747人	4,389人
13	東京	5,970人	9,461人
14	神奈川	3,295人	12,729人
15	新潟	3,851人	6,072人
16	富山	2,139人	3,861人
17	石川	1,403人	4,325人
18	福井	1,671人	2,760人
19	山梨	1,207人	1,947人
20	長野	4,074人	4,858人
21	岐阜	2,304人	4,593人
22	静岡	4,802人	15,595人
23	愛知	4,715人	14,377人
24	三重	1,429人	2,752人

	都道府県	年金委員	健康保険委員
25	滋賀	1,237人	1,845人
26	京都	1,408人	3,569人
27	大阪	3,775人	11,727人
28	兵庫	2,525人	4,362人
29	奈良	901人	2,108人
30	和歌山	1,012人	2,688人
31	鳥取	1,207人	2,874人
32	島根	1,386人	2,922人
33	岡山	3,543人	3,916人
34	広島	3,937人	6,341人
35	山口	2,289人	3,000人
36	徳島	1,128人	1,713人
37	香川	2,449人	3,025人
38	愛媛	2,499人	3,229人
39	高知	1,218人	1,767人
40	福岡	4,525人	8,079人
41	佐賀	1,483人	1,827人
42	長崎	1,518人	2,097人
43	熊本	2,384人	6,250人
44	大分	1,472人	2,869人
45	宮崎	2,160人	2,841人
46	鹿児島	1,688人	2,684人
47	沖縄	1,190人	2,572人
	合計	112,161人	224,906人